金融改革プログラム「工程表」

検討項目		検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度	
┃Ⅰ. 活力ある金融システムの創造 ┃(1)利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底				
◇ 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計				
	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法(仮	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を 取りまとめ(17年6月を目途)		
	称)」についての議論を本格化(16年9月)	・上記基本的考え方を踏まえ、活	- 法制化に向けた作業を実施	
金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	·銀行等に証券仲介業務を解禁(16年12月) ·信託業法の改正に伴い、信託契約代理店制度等を整 備(16年12月)	・銀行代理店制度について顧客の利便性向上の観点から見直し		
	・金融審議会第二部会の報告書(16年3月)を踏まえ、錐	日行等が販売可能な保険商品の範囲拡大及び適切な弊害防	止措置について検討、実施 	
保険商品の多様化と価格の弾力化の推進		・各保険会社の自己責任原則に基づく商品開発・管理の 態勢整備を促進するため、事務ガイドラインを改正(17 年6月を目途) ・多様な商品開発を促進する観点から、第三分野商品等 について、当局の商品審査基準のより一層の明確化を 図るため、事務ガイドラインを改正(17年12月を目途)		
		·保険商品の価格の弾力化を促進する観点から、保険料の審査を簡素化する方向で保険業法施行規則等を改正(174		
公正な競争を促す適正な比較広告の容認	・保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方 について検討を開始(17年3月)	·左記検討結果を踏まえ、保険等の販売·広告等に関し、明瞭かつ丁寧に説明されるべき重要事項及び顧客への説明態様を整理・明確化する観点から、事務ガイドラインを改正(17年12月を目途)		
	10 少いで検討を開始(17年0月)	・保険商品の適切な比較情報が顧客に提供されるよう、 比較広告に関するルールの見直しについて引き続き検 討	·左記検討結果を踏まえ、比較広告に関するルー ルを定める保険業法施行規則等を改正	
銀行等の参入形態の多様化等		·新たなビジネスモデルやそれに対応したリスク管理のあり方等を踏まえ、参入形態の多様化に対応した参入 基準について検討を開始(17年4月)	・左記検討を踏まえ、基本的考え方を取りまとめ	
金融機関の店舗等施設の有効活用		・他業禁止規定の趣旨を踏まえつつ店舗等施設の有効活用のあり方を検討した上で、監督指針を改正(17年6月を目途)		
	・事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証	に過度に依存しない融資の推進を金融機関に要請		
不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充	・中小・地域金融機関については、金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定(17年3月を目途)) け ・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、担保・保証に過度に依存しない融資の推進も含めた中小 グニー 企業金融の円滑化等を実施		
	・包括根保証の禁止等を内容とする民法の改正(17年4月施行予定)を踏まえ、適切な対応等を金融機関に要請			
	・上記民法改正を踏まえ、監督指針を改正(17年3月)			
	・債権譲渡特例法の改正(17年秋頃施行予定)を踏ま	え、動産担保等の適切な活用を金融機関に要請		

検討項目	検討内容・実施時期等		
快刮块口	16年度内	17年度	18年度
		・従属子会社の要件緩和、ディスクロージャーの拡充等を	を実施
	・ノンバンクに対する将来的な規制のあり方について、「貸金業制度等に関する懇談会(仮称)」で検討を開始(17年3月)	・左記懇談会において、関連省庁とも連携しつつ引き続き	连検討
		·庁内PTを設置し、現行規制の問題点を洗出し(17年8月 を目途)	
市場参加者のニーズに応え、健全な競争と新しいビジネスの開拓を促すための現行規制の総点検及び規制緩和の推進(金融商品・サービス		・上記総点検を踏まえ、規制	の見直しを順次実施
りための現1別前の総点検及の規制機構の推進(金融間面・リービス や金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等)	・銀行子会社におけるネットワーク上のプリペイド事業の解禁(16年4月) ・信託業法を全面改正し、受託財産制限の緩和、信託会社の一般事業法人への解禁を実施(16年12月)	・銀行の店舗の営業時間に係る規制の緩和 ・信用金庫における計算書類、定款、総会・理事会の議 事録、会員名簿の電磁的方法による作成、備置きなど を認め、IT化に対応(17年4月)	・銀行等による電磁的方法による決算公告の解禁 ・信用金庫における書面又は電磁的方法による議 決権の行使
	·証券仲介業制度の導入(16年4月) 	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を路	・ 沓まえた規制緩和を順次実施
		·信託機能の利用を更に促進する観点から、現在法務省に せ、必要に応じて信託業法等を改正	こおいて検討が行われている信託法改正にあわ
◇ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底			
「投資サービス法(仮称)」の制定	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法(仮	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方 を取りまとめ(17年6月を目途)	
	称)」についての議論を本格化(16年9月)	・上記基本的考え方を踏まえ、法	・ 法制化に向けた作業を実施
根拠法の無い共済の契約者保護ルールの導入	・根拠法のない共済について、原則として保険業法の 規定を適用するとともに、参入要件等を緩和した 「少額短期保険業者」制度を創設するため、保険業 法等の改正法案を通常国会に提出(17年3月)	・左記法案の成立後1年以内に施行	
保険契約における適合性原則の遵守	・保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方 について検討を開始(17年3月)	・保険商品毎に、その購入時において契約者が留意すべき事項の取りまとめ・公表を業界団体(生損保協会等)に要請(17年12月を目途)	
MANAGE I		·契約者保護の観点から、保険契約における適合性原則 を明確化する方向で引き続き検討	·左記検討結果を踏まえ、保険契約における適合 性原則に関して事務ガイドライン等を改正
	・保険契約者に誤認を与えかねないような広告表示に対	対するモニタリングの充実強化	
保険広告表示のモニタリングの強化等		·各保険会社の広告審査体制の充実を促進するため、事 務ガイドラインを改正(17年12月を目途)	
保険契約者保護制度の見直し	・生保・損保それぞれの保険種類等に応じた補償内容の見直しを行うとともに、生命保険契約者保護機構への政府補助規定を延長するため、保険業法等の改正法案を通常国会に提出(17年3月)	・左記法案の成立後 1 年以内に施行	
	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を 取りまとめ(17年6月を目途)	
	(仮称)」についての議論を本格化(16年9月) 	・上記基本的考え方を踏まえ、沒	法制化に向けた作業を実施
製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化 ・銀行等への証券仲介業務解禁(16年12月)にあわせ、 弊害防止措置等を整備 ・信託業法の改正による信託契約代理店制度等の創設 (16年12月)にあわせ、顧客に対する説明義務等の必要な措置を整備		削度の見直し	

検討項目	検討内容・実施時期等		
快的項目	16年度内	17年度	18年度
金融商品・サービスにおける情報の有用性に配慮しつつ、情報の適正 な保護を図る具体的な個人情報保護ルールの明確化	・金融審議会金融分科会特別部会において、金融分野における個人情報保護のあり方について議論し、取りまとめ(16年12月) ・ガイドライン、実務指針を策定(16年12月、17年1月)するとともに、各業法の施行規則を改正(17年3月)	・左記ガイドライン、実務指針、施行規則を施行(17年4月)	
偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底	・預金取扱金融機関について、実態調査を踏まえた犯罪防止策の実施を要請(17年2月) ・「偽造キャッシュカード問題に関するスタディ・グループ」を開催し、犯罪防止策、犯罪発生後の対応のあり方、補償のあり方について検討し、中間報告を取りまとめ(17年3月を目途)	・スタディ・グループにおいて、最終報告を取りまとめ (17年4月を目途) ・スタディ・グループの報告を踏まえ、犯罪防止策、犯 罪発生後の対応策を金融機関に対し要請 ・金融機関に対して行った「要請」に基づき、その対応をつ 実施	7ォローアップし、必要に応じて監督上の対応を
◇ 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実			
「金融サービス利用者相談室」の設置	・「金融サービス利用者相談室」の立上げに向けた検討	・「金融サービス利用者相談室」を立上げ予定(17年7月を 目途) ・相談件数や主な相談事例のポイント	- を取りまとめ、定期的に公表
	├── ・金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の における苦情・紛争解決支援の規則整備や運用改善の	□ ○業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援の [:] ○フォローアップ等を実施	モデル」(平成14年4月策定)に基づき、各業界団体
裁判外紛争処理制度の充実		・「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR) 対する内閣官房、法務省の取組みに協力	法)」の施行(19年6月まで)等、司法制度改革に
利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の)·金融経済教育に係るこれまでの取組みを検証 ·「金融経済教育懇談会」を開催(17年3月より)	·左記「懇談会」において、金融経済教育のあり方について議論(17年6月を目途)	
拡充		・上記「懇談会」での議論を踏まえ、関係省庁・民間団体とのシンポジウム、教師との懇談会、教師向け研修会、教	の連携強化、財務局等の活用を通じ、金融庁主催 材の普及等、金融経済教育に係る諸施策を実施
		・金融庁から発信される情報の内容をより分かりやすくす	「るとともに、その内容を充実
行政における利用者の目線に立った広報の充実	・ホームページの利用者利便を向上させる観点から、 利用者アンケートを実施するとともに、外部コンサルタントを活用して改善の将来計画を策定(17年3月)	・左記将来計画を踏まえ、第1段階としてホームページのトップページを改訂(17年4月) ・金融広報を含め、金融行政に対して幅広い助言を行う「金融行政アドバイザリー(仮称)」を財務局に新設予定(17年7月を目途)	
利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	・利用者満足度をアンケート等により把握しこれを経営改善に結びつける方策について、業界団体等を交えた検討を開始(17年3月)	・金融機関の公表内容を金融庁で取りまとめ、その結果	ケート結果及びそれを受けて経営改善を行った項目等の公表を金融機関に要請(18年6月を目途)
◇ ペイオフ解禁拡大の円滑な実施			
政策広報等を通じた制度の周知及び情報提供の浸透	·ペイオフ解禁拡大に向けて様々なメディアを通じた 広報活動を実施	た・ペイオフ解禁拡大後も利用者に対し継続的に広報活動を実施	
金融機関による情報開示の一層の充実		・銀行による中間ディスクロージャー誌の公衆縦覧等、開	
検査・監督等を通じた金融機関の名寄せ等の対応確保	·対象となる全ての預金取扱金融機関に対して名寄せ 検査を実施(17年3月末まで)	·ペイオフ解禁拡大後、名寄せデータの精度の維持・向上 等を通じて確認	こについて、引き続き預金保険機構と連携し検査

検討項目			
	16年度内	17年度	18年度
(2) ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場 ◇ I Tの戦略的活用	インフラの整備		
電子的な資金決済·支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討		・金融審議会内に「情報技術革新に対応した金融制度の記 設し(17年4月)、電子債権に関する法制のあり方等の金融 ・上記検討状況を踏まえつつ、具体化のための作業を順為	触制度面からの検討を実施
IT活用状況の実態把握と、システム構築に関する金融機関間の情報交換の実施 (ITキャラバンの実施等)	・金融機関におけるITの活用状況について実情を把握すりまとめ、公表(17年8月を目途)	すべくアンケート調査等を実施し、アンケート結果を取	
IT投資についての外部専門家の評価の導入等による競争原理の活用を 通じたローコスト・オペレーションの促進		·庁内において上記アンケート結果の分析や海外の実態把持ついて実務家·有識者との意見交換を実施(17年8月より)	屋も行いつつ、IT投資の効率化とITの戦略的活用策に
ITの活用を前提としたチャネル戦略·店舗戦略等、顧客の利便性に資するシステムの構築			·ITの戦略的活用の浸透を図るべく、財務局等を 活用した「ITキャラバン」等を実施
◇ 市場機能の充実と市場の信頼性の向上			
「投資サービス法(仮称)」の制定(再掲) 集団投資スキームの整備	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法 (仮称)」についての議論を本格化(16年9月)	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取りまとめ(17年6月を目途)	
XIXXIII —WEM	(IX) 11/2 1 C C C C C C C C C C C C C C C C C C	・上記基本的考え方を踏まえ、法	制化に向けた作業を実施
	·金融審議会第一部会における投資サービス法制及びその範囲等を検討	れに関連するディスクロージャー法制の検討の中で、私募市	場の活性化を図るべく、適格機関投資家のあり方やそ
適格機関投資家の範囲の見直し等、私募市場の活性化	の配面守された。	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取り まとめ(17年6月を目途)	
	・平成17年度税制改正要望を関係当局に提出(16年8	・左記措置を実施	
長期投資の促進に向けた証券税制の見直し等、金融資産の有効活用に 資する金融税制改革の一層の推進 	月) ・与党税制改正大綱において、たんす株式の特定口座 への持込期限延長等の措置の実施を決定(16年12月)	・金融資産の有効活用に資する金融税制のあり方について、 いて、関係当局に要望	』 、引き続き検討を進め、平成18·19年度税制改正にお ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・財務報告に係る内部統制の有効性について、経営者による確認書制度の活用を促進		
	・経営者による評価の基準及び公認会計士等による検 証の基準の明確化について企業会計審議会で検討を 開始(17年1月)	・企業会計審議会において左記基準の骨格を取りまとめ (17年8月を目途) ・上記基準の実務上の有効性等を踏まえ、評価及び検証 の義務化に関する検討を開始(17年8月を目途)	·左記検討結果を踏まえ、その実施に向けて開示 企業における準備を促進
財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等	・17年3月期の有価証券報告書から、①コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実、②親会社が継続開示会社でない場合の子会社の有価証券報告書における親会社情報の開示を実施するため、関係府令を改正(17年3月)・親会社が継続開示会社でない場合の親会社に対する情報開示の義務付けを内容とする法案を通常国会に提出(17年3月)	・左記法案の成立後施行(17年12月)	・左記法案の適用開始(18年4月より)
	・金融審議会第一部会において、四半期開示のあり方について検討	・左記検討の結論を取りまとめ(17年4月を目途) ・上記結論を踏まえ、必要に応じて企業会計基準委員会 (ASBJ)に対して、四半期開示の会計基準の検討を要請 (17年5月を目途) ・上記結論を踏まえ、必要に応じて四半期開示に係るレ ビュー等の検証の基準について企業会計審議会におい て検討を開始(17年7月を目途)	・左記検討結果を踏まえ、必要に応じて平成19年度からの取引所ルール又は証券取引法による四半期開示の義務化に向けて、企業における決算手続き等の整備を要請
監査法人における内部統制の強化や、非監査業務との利益相反防止等に向けた取組みの促進及び行政・公認会計士協会によるチェック(公認会計士・監査審査会による監査法人の検査を含む)	·監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上 等に向けて、監査基準等の見直しについて企業会計 審議会で検討を開始(17年1月)	·左記検討結果を踏まえ、監査基準等を改訂(17年7月 を目途)	·公認会計士·監査審査会によるモニタリングの結果等を踏まえ、必要に応じて監査基準等の改訂を 検討
	・公認会計士・監査審査会において、「公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握および提言」を取りまとめ(17年2月)		
		。 内部統制、監査・非監査業務の同時提供禁止に主眼を置 	いた公認会計士協会の品質管理レビューに対する

検討項目	検討内容・実施時期等		
投引失口	16年度内	17年度	18年度
	-刈りの味徴並削及渕建の収取・桁取寺を笠禰(/牛)日 2日(・インサイダー、相場操縦、風説の流布・偽計、発行開示違反に対する課徴金制度を導入(改正証券取引法の施行)(17年4月) ・課徴金制度の導入に向けた体制を整備予定(審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室)(17年4月を目途)	
課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機 関との適切な連携等	・証券取引法の改正による証券取引等監視委員会の検 査範囲の拡大(16年6月)	・行政による証券会社等に対する検査を証券取引等監視 委員会に基本的に一元化(17年7月) ・有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求 権限を関東財務局から証券取引等監視委員会に移管 (17年7月)	
	・継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入に向ける	去制面での対応を検討	
	・インターネット取引の増加や新規公開株への関心の 高まりなど個人投資家の動向等を踏まえ、自主規制 機関と連携しつつ、個人投資家保護策等について検 討を開始(17年2月)	·引き続き検討を行い、その結果を踏まえ、個人投資家	
◇ 金融機関のガバナンス向上とリスク管理の高度化を通じた健全な 競争の促進			
財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化		・有価証券報告書等の記載内容の適正性に関し代表取締役等の適切な関与を金融機関に要請(18年3月期を目途)	
金融機関の取締役の資質に関する規定(Fit and Proper原則)の具体的な着眼点の明確化			
社外取締役、監査役、保険計理人等によるガバナンスの実効性確保 金融業界自身による行動規範 (code of conduct) の確立に向けた検		・金融機関のガバナンスの実効性確保のための監督上の	
金融業外自身による打動規範(code of conduct)の確立に同じた検 討 金融機関の内部監査を充実させるためのオフサイトモニタリングの実		対応について検討を行い、これを基に事務ガイドライ ン等の改正等を実施(17年12月を目途) 	
施 金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点の明確化			
市場規律の発揮に向けた金融機関の情報開示の一層の充実	·充実すべき開示項目について、関係者のヒアリング 等、検討を開始(17年3月)	·左記検討結果を踏まえ、銀行法施行規則等を改正し、 開示項目を追加(18年3月を目途)	·左記改正を18年9月期決算に係る開示から全面適用
金融機関のCSRに対応した取組みの促進		・金融機関によるCSR(企業の社会的責任)を重視した取組みに係る情報開示の促進のため、事務ガイドライン等を改正(17年6月を目途)・金融機関によるCSRを重視した具体的取組みについて、金融庁で事例集を作成・公表(18年3月を目途)	
財務状況のみならず、様々な観点からの検査における評定制度の導入 等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応	・「評定制度研究会」において、評定制度のあり方につ		
公的資金(優先株等)の処分についての考え方の整理		・銀行の財務の健全性の維持や市場への悪影響の回避を 前提としつつ、納税者の利益の立場により重きを置き 国民負担を回避する観点から、公的資本増強行の優先 株式等の処分について考え方を整理(17年度上期を目 途)	

検討項目	検討内容・実施時期等		
快的英口	16年度内	17年度	18年度
戦略的視点(公的資金注入行のガバナンスのあり方を含む)に立った 金融専門人材の確保・養成(当局と民間との連携による「人材プー ル」の構築等)	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用等に係る議論と並行して、「人材プール」のあり方につき業界団体と共同で検討を開始(17年3月)	·左記議論や検討の結論を踏まえ、「人材プール」の枠 組みを構築(17年6月を目途)	
	・自己資本比率告示素案の意見募集を実施(16年10月)	・「バーゼルⅡ推進室(仮称)」を設置(17年4月) ・自己資本比率告示を改正(17年中を目途) ・監督指針・解釈集を改正等(18年3月を目途)	
バーゼル I (新しい自己資本比率規制)の導入に向けた金融機関のリ	・内部格付手法等のフィールド・テストを実施(17年3月	期、9月期を対象)	
スク管理に関するルール・態勢の整備及び検査・監督当局の体制整備		・内部格付手法等の予備計算を実施(18年3月期決算以降 ・上記自己資本比率告示・監督指針・解釈集の改正等を選 ・統合的にリスクを管理している金融機関の検査においる。	沓まえた検査マニュアルの改正等の態勢整備
			・バーゼルⅡ実施(19年3月期決算より適用)
銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等		·銀行勘定における金利リスク等への対応を含めて、早期警戒制度を見直し	
		・検査・監督連携会議の開催について、事務ガイドライン等に明記(17年6月)	
検査·監督当局による効率的なモニタリングの実施(検査・監督当局 の更なる連携強化等)		・業態・テーマごとに検査・監督連携会議を設置・開催 ・業態ごとの監督方針を策定・公表(17年7月より毎年)	
		·金融機関から徴求している定例報告書を見直し、不要な 価等を通じて公表	なものを廃止するとともに、見直し結果を政策評
貸出債権市場の活性化(不良債権のプライシング機能の拡充)	·主要行に策定を要請するリスク管理高度化のためのに関する取組み状況を含めることを検討(17年5月を	計画に盛り込むべき項目として、市場型間接金融の活用 目途)	
員出侵性中ののハロは16(*T及債性のフラインファルス化のルムル)	・関係民間団体との意見交換を実施するとともに、その	には、企業会計基準委員会 (ASBJ)等に検討を要請	
早期事業再生の取組み強化(事業再生の可能性の早期見きわめ)	·主要行に策定を要請するリスク管理高度化のための記の強化状況を含めることを検討(17年5月を目途)		
オフバランス化ルールやDES等の新たな金融手法への対応についての		・「2年3年ルール」や「5割8割ルール」を含むオフバランス化ルールについての検討を行い、主要行向けの総合的な監督指針等において、破綻懸念先以下のオフバランス化に関する監督上の着眼点を明確化(17年6月を目途)	
検討	・日本公認会計士協会との定期協議の場を設け、意見交	・左記協議を実施	
	換を実施(16年6月、12月) ・検査において、DES類似の取引や債権流動化等の高度 かつ複雑な取引について重点的な検証を実施(随時)	・新たな金融手法への対応に向けた検査官研修等を実施	
バーゼルⅡ導入を踏まえ、主要行に対しリスク管理高度化のための計 画の策定を要請	・リスク管理高度化のための計画に盛り込むべき項目 等の検討を開始(17年3月)	·左記検討結果を踏まえ、計画に盛り込むべき項目等を 整理し、主要行へ8月までに計画を策定するよう要請 (17年6月を目途)	
		・上記計画の進捗状況を定期	明的にフォローアップ
大口与信管理態勢や債務者企業の再建計画の検証		・大口与信管理態勢や債務者企業の再建計画の妥当性につ	ついて、重点的に検証を実施
主要行の自己査定と検査結果の格差に係る業務改善命令の発動等	・主要行の自己査定と検査結果の格差に関し、検査・監督に活用するとともに、必要に応じ業務改善命令を適時適切に発出		
繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討		·繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討 を踏まえ、規制内容・実施時期等を盛り込んだ自己資 本比率告示を改正(17年度上期を目途)	

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
証券会社の自己資本規制の算定方法の見直し	·証券会社のリスク管理の高度化を図る観点から、現行の自己資本規制の算定方法の問題点を抽出し、見直しを行う際の主な論点を整理(17年3月)	・自己資本規制の算定方法の見直しについての具体的な 内容や実施スケジュールを検討	·左記検討結果を踏まえ、自己資本規制の算定方法の見直しを盛り込んだ証券会社の自己資本規制に関する府令を改正(18年9月を目途)
	·保険の第三分野商品等に関する責任準備金積立ルールの整備や責任準備金積立の適切性に係る事後検証の枠組み等についての検討を開始(17年3月)	・左記検討結果を踏まえ、保険業法施行規則等を改正 (17年12月を目途)	
保険会社のソルベンシーマージン比率の見直し、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備	·保険会社の財務体質の強化やリスク管理の高度化を 図る観点から、ソルベンシーマージン比率の算出基	·左記検討結果を踏まえ、IAIS(保険監督者国際機構)の共通指針に関する検討状況も勘案しつつ、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直しを実施(17年12月を目途)	
		・見直し後のソルベンシーマージン比率の算出基準を順る	欠適用
	·改正信託業法施行(16年12月)	·現在法務省において検討が行われている信託法改正にな ともに、監督指針を見直し	あわせ、必要に応じて信託業法等の改正を行うと
信託業務の健全性ルールの整備	・「信託会社等に関する総合的な監督指針」を策定(16年12月)	・16年12月からの信託の担い手の拡大等を踏まえ、監督 指針の見直しを検討(18年3月を目途)	
(3) 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化 ◇ 金融の国際化・構造変化に対応した制度等の構築			
ᄼᅖᇝ고ᄼᅧᄀᄀᆝᇖᆝᄽᄓᆏᅉᆝᄼᅀᅖᆄᆉᇸᇝᄬᄨᇝᄵᆉᆉ		・金融機関の企業・グループ形態の複雑化に対応した法 的な枠組みのあり方について、国際的な議論も踏まえ つつ、リスクの遮断や健全性の確保も含め、幅広い観 点からの検討を行い論点を抽出	・金融審議会において検討を開始
金融のコングロマリット化に対応した金融法制の整備の検討、 ヘッジファンドへの対応についての検討		・日本銀行・財務省等との共同研究会も活用しつつ、 ヘッジファンドについて関係者からのヒアリング等に より実情把握を行い、論点を整理(17年中)	
		・上記論点整理を踏まえ、	- 必要な対応を検討
金融コングロマリットの検査・監督や業態横断的な問題の処理、新た な取引形態・商品の登場に対応可能な検査・監督体制の構築	・監督局に「コングロマリット室」を設置(16年11月)・証券会社の連結監督の枠組みを決定(EUコングロマリット指令への対応)(17年3月)	・「金融コングロマリット監督指針(仮称)」を策定(17年6月を目途) ・「コングロマリット室」の体制強化を検討	
な双引が窓・筒面の豆物に対心可能な快重・血目体前の構実	・検査・監督の連携強化を通じ金融コングロマリットへ適切に対応 ・新たな取引形態・商品の登場による金融サービスの多様化等への対応に向けた機動的な検査官研修等を実施		
貸出債権の流動化・証券化を促進するためのインフラ整備	·主要行に策定を要請するリスク管理高度化のための記に関する取組み状況を含めることを検討(17年5月を	計画に盛り込むべき項目として、市場型間接金融の活用 目途)	
	 ・関係民間団体との意見交換を実施するとともに、その	の過程において会計基準の明確化等の必要が生じる場合に	には、企業会計基準委員会 (ASBJ)等に検討を要請
	·利用者保護を徹底する観点から、金融先物取引法を 改正(16年12月)	·改正金融先物取引法施行(17年7月)	
市場参加者のニーズを踏まえたデリバティブ市場等の活性化に向けた 取組み	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方 を取りまとめ(17年6月を目途)	
	(仮称)」についての議論を本格化(16年9月) 	・上記基本的考え方を踏まえ、流	去制化に向けた作業を実施
	・市場参加者のニーズを踏まえ、デリバティブ市場等の	・ の活性化を図るべく、適格機関投資家のあり方やその範囲	囲等について金融審議会において検討
		・「投資サービス法(仮称)」に対する基本的考え方を取りまとめ(17年6月を目途)	

検討項目	検討内容・実施時期等		
人们头口	16年度内	17年度	18年度
中小企業向けの証券市場の機能強化(グリーンシート市場の制度整備 や周知徹底等)	・	・グリーンシートの健全な発展を促す観点から、その位置付けを明確にする等の手当てを行った平成16年証券取引法改正に伴う政令・府令の改正(17年4月)・日本証券業協会において、適時開示を規則化するなどグリーンシートの整備を実施(17年4月)	
(6) 以(成) (5)	直し策を実施(17年1月、2月)	・日本証券業協会において、グリーンシート及び証券仲介トの更なる改善に向けて検討 ・地方証券取引所等による市場活性化策の推進及び企業の融審議会等において検討	
新たな金融経済取引の登場に対応し得る会計ルールの整備促進	・企業会計基準委員会(ASBJ)において ①「ストック・オプション等に関する会計基準」 ②「事業分離等に関する会計基準」 ③「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」 について検討	・企業会計基準委員会 (ASBJ) において、左記検討結果 を取りまとめ	
	・新たな金融経済取引に対応して、会計基準等の整備の	の必要が生じる場合には、企業会計基準委員会(ASBJ)等に	- 検討を要請
◇ 金融市場の国際的地位の向上に向けた取組み			
証券取引における約定から決済までの時間の短縮等	·株券不発行制度を導入し、株式等を振替制度の対象とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」を制定(16年6月)	・関係政令・命令を改正(18年3月を目途)	
	・一般債振替制度の稼動(18年1月を目途) に向けて、現在実務者間で行われている議論を注視するとともに、必要		
わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者と の共同研究等	・日本銀行、財務省等の関係者との共同研究会において議論を開始(17年3月)	·左記研究会において、関係者からのヒアリング等により、実情の把握に努め、論点を整理(17年中を目途)	
0227 I-1 MI 20 47		・上記論点整理を踏まえ、	必要な対応を検討
◇ 金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加			
会計基準の国際的な収斂に向けた積極的対応	·企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会	(IASB) との現行会計基準の差異を縮小するための共同で	プロジェクトを支援
	·バーゼル銀行監督委、10SCO(証券監督者国際機構)	、IAIS(保険監督者国際機構)、WTO等の各種の国際的な	シフォーラムでの作業や議論に積極的に参画
国際的な金融商品・サービスの取引ルール等の策定への積極的参加	・10SCOにおいて、信用格付機関の基本行動規範を取りまとめ(16年12月) ・国際監査基準等の設定活動を監視する「公益監視委員会」(P10B)メンバーをわが国から選出(17年2月)	・IAISにおいて、保険会社のソルベンシー評価に関する 国際的な共通指針を策定予定(17年10月を目途)	
国際的な金融コングロマリットに対する適正な規制、検査・監督の確保	・監督局に「コングロマリット室」を設置(16年11月)・証券会社の連結監督の枠組みを決定(EUコングロマリット指令への対応)(17年3月)	・「金融コングロマリット監督指針」(仮称)を策定 (17年6月を目途) ・「コングロマリット室」の体制強化を検討	
	・国際的な金融グループの本部の監督をつかさどる母	- 国当局と引き続き緊密に連携	
海外監督当局との連携強化等	・監督局に「国際監督室」を設置(16年11月)	・全庁的な国際対応力の強化(総務企画局に国際担当審議官)(17年7月を目途) ・「国際監督室」の体制強化を検討	
	・国際監督室を窓口として、国際的に活動を行う金融 ・主要国の監督当局と定例・随時の2国間協議を実施	幾関の監督上の諸問題について海外監督当局と意見交換 (米、英、EU、中国等と概ね毎年対話を実施)	
経済連携協定(EPA)締結交渉への積極的取組み等、アジアにおける 対話の促進	・フィリピンとの間でEPAについて大筋合意(16年11月)	・左記3カ国とのEPA交渉に引き続き取り組むほか、 ASEANとの交渉を開始(17年4月を目途)	·東アジア地域を中心とするEPA締結に向け、引き 続き積極的な取組みを実施
対品の促進	├・タイ、マレーシア、韓国との間でEPA交渉を実施 ┃	・アジア各国との意見交換等、積極的な対話を実施	

検討項目	検討内容・実施時期等		
(契約) 項目	16年度内	17年度	18年度
WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加	·現在進められている、ドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド)交渉において、金融サービス分野におけるわが国のリクエストを提出(17年2月)	·17年末に予定されている香港閣僚会議に向けて、各国からのオファー提出を働きかける等、積極的に金融サービス分野における自由化交渉を実施	·左記会議の結果を踏まえ、金融サービス分野に おける自由化交渉を更に積極的に推進
Ⅲ. 地域経済への貢献◇ 地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化			
現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の総括		・現行のアクションプログラムの対象期間終了(17年3月末)後、同プログラムに基づく各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括的な評価を行い、これを公表(17年6月を目途)	
新たなアクションプログラムを踏まえ、各金融機関に対し、①事業再生や中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、を図るための地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定を要請。また、これを自主的な経営判断と情報開示等による規律の下、「選択と集中」により推進するよう要請	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキン	・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、地域?	密着型金融を一層推進
中小企業金融の実態に関するデータ整備	√グのあり方に関するワーキンググループ」における 評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムにつ いて実績等の評価を行った上で、これを承継する新		
再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の 推進	コャセマクションプログラムを等字(17年2日を日冷)		
中小企業等の集中的再生に向けた整理回収機構(RCC)の再生機能の 見直し及び保有債権の流動化の促進、事業再生ファンドの一層の活 用、DDSの適正な活用	・整理回収機構 (RCC) において、再生機能の見直 し及び保有債権の流動化についての考え方を取り まとめて公表(17年3月を目途)		
金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用			
シンジケートローンの活用等による再生企業に対するエグジット・ファイナンスの拡充、事業再生に取り組む企業へ真に役立つDIPファイナンスの推進			
ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等の融資手法への取 組みの促進			
◇ 中小・地域金融機関の経営力強化			
バーゼル II の導入、選択制の下での内部格付け手法の採用	·自己資本比率告示素案の意見募集を実施(16年10月)	・「バーゼルⅡ推進室(仮称)」を設置(17年4月) ・自己資本比率告示を改正(17年中を目途) ・国内基準行であっても、自己資本比率8%以上である ことを前提に、内部格付手法の選択を可能とする方向 で検討 ・監督指針・解釈集を改正等(18年3月を目途)	
2. C10 I 07 47 (C 25 (10) 107 C 07 (10) 10 (11) 17 (17)	・内部格付手法等のフィールド・テストを実施(17年3月	期、9月期を対象)	
		・内部格付手法等の予備計算を実施(18年3月期決算以降 ・上記自己資本比率告示・監督指針・解釈集の改正等を足	
			・バーゼルⅡ実施(19年3月期決算より適用)
中小・地域金融機関の新たなビジネスモデルの浸透、新規参入の促進		·新たなビジネスモデルやそれに対応したリスク管理のあり方等を踏まえ、参入形態の多様化に対応した参入 基準について検討を開始(17年4月)	・左記検討を踏まえ、基本的考え方を取りまとめ
地域の利用者の利便性向上に向けた情報開示等の充実	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定(17年3月を目途)	・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、地域習	密着型金融を一層推進

検討項目	検討内容・実施時期等		
1人们 人口	16年度内	17年度	18年度
Ⅲ. 信頼される金融行政の確立◇ 金融行政の透明性・予測可能性の向上			
金融庁の行動規範(code of conduct)の確立(行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む)、内外無差別原則の確認		・関係各局において以下を実施(17年6月を目途) ① 平成17事務年度からの検査への適用に向け、「検査手続に係る指針(検査実施における行動規範)」を策定・公表 ② 監督行政上の行動規範を策定・公表 ③ 行政処分手続きにおける意見交換制度を導入 ④ 国家公務員倫理規程の改正に伴い、金融庁職員の行動に関するガイドラインを見直し、その内容を周知徹底	
	・行政処分の発動等に際し、内外で誤解が生じないよ	う、海外監督当局及び国内外の報道機関に対し適切な情報	発提供を実施
	・業界団体との意見交換会等の場を活用して、留意事	頃を金融機関にフィードバック 	
検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実		・指摘事例集を作成・公表(17年7月を目途)	
ノーアクションレター制度の活用促進、外部からの照会に対する一般 的な法令解釈についての考え方の公表	・ノーアクションレター細則の英訳(仮訳)を作成・ 公表(17年2月) ・アクセスFSA(金融庁広報誌)による広報等により、 ノーアクションレター制度の概要を周知	・ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、具体的な対応を検討 (17年8月を目途) ・上記を踏まえた具体的な対応を実施(17年9月以降)	
	・「照会事例集」作成等につき検討 ・「法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合の対 応」に係る事務ガイドライン等について、所要の改 正を実施し、積極的な活用を促進(17年3月)	・「照会事例集」作成等に係る左記検討結果を踏まえ対応(17年10月を目途)	
金融機関破綻事例等の検証と今後の金融行政へのフィードバック		·第三者的立場から過去の金融機関破綻事例をテーマとしフィードバック(自己責任原則に基づく内部管理態勢の情報提供)	
金融庁コンプライアンス対応室の積極的活用による外部から見た透明 性・客観性の確保	・法令遵守に係る問題について、コンプライアンス対対 討し、必要な措置を実施 ・コンプライアンス対応室で受け付けた情報等の処理・		
財務局も活用した政策広報の充実	·財務局に対し金融広報充実に向けた具体的方策の検 討を要請(17年1月)	・左記検討結果を取りまとめ(17年6月を目途) ・金融広報を含め、金融行政に対して幅広い助言を行う 「金融行政アドバイザリー(仮称)」を財務局に新設 予定(17年7月を目途)	
		・上記取りまとめを踏まえ、具体策を実施	・ 西すべく財務局との連携を一層強化
◇ 行政の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進			
	・主要業務・システムの最適化計画策定に向け、現状分析を実施(17年3月)	・主要業務・システムの最適化計画を策定(17年度下期を目途)	・左記計画に則した対応を実施
電子政府の推進による安全·適切·便利で効率的な行政の実施、金融市 場の参加者及び利用者の利便性向上	・EDINET (有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム) の高度化に向けた具体的な作業計画を	·左記検討結果を踏まえ、具体的な作業計画を策定(17 年6月を目途)	
		・上記作業計画を踏まえED	INETの高度化を実施
	・電子申請・届出の利用促進のため、広報誌及び関係 団体との意見交換会を通じた広報活動、申請・届出件 数が多い業態向けの説明会及びアンケート調査等を 実施	件 ・左記促進策を継続して実施	
		・システム調達におけるCIO補佐官の役割を強化	

検討項目	検討内容・実施時期等		
1天的女口	16年度内	17年度	18年度
金融機関の経営実態に的確に対応し、監督当局と被検査金融機関の双 方にとって効率的な検査のあり方の検討	・より効率的な検査の実施に向け、ITの活用等も含め 検討を開始(17年1月)	・左記検討結果を踏まえ、これに沿った検査を実施	
「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検 及び見直し(調査・研究機能の活用等を含む)	握、論点整理を踏まえ、具体的な対応策を取りまとめ、(17年3月末)	・証券取引法改正による課徴金制度の導入に向けた体制を整備予定(17年4月を目途) ・総務企画局に国際担当審議官を設置予定(17年7月を目途) ・企業開示課を設置予定(17年7月を目途) ・「総点検プロジェクト」の結果について、予算・機構・気・引き続き自己点検・見直しの取組みを進めるべく、職員し、そこで出された意見も踏まえて、適宜、組織・体制	からの意見をより的確に汲みとる仕組みを確立
金融当局の人材強化に向けた対応	・金融行政のフェーズの転換に伴う戦略性向上の	│ (版称)	・左記プログラムを踏まえつつ、引き続き、人材 強化を推進

工程表全体のフォローアップ	検討内容・実施時期等		
工性改主体のフォローナック	16年度	17年度	18年度
「プログラム」に盛り込まれた諸施策の実施状況		·プログラムに盛り込まれた諸施策の実施状況について取りまとめ、分析のうえ公表(18年3月)	・プログラムに盛り込まれた諸施策の実施状況に ついて取りまとめ、分析のうえ公表(19年3月)
国民の金融商品・サービスに対する満足度の向上			・利用者満足度調査を実施し、その結果を公表(19 年3月)